



(別紙)

諮問番号 平成30年度(処分)諮問第1号

答申番号 平成30年度(処分)答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が平成29年11月1日に行った、平成29年9月4日付け精神障害者保健福祉手帳交付決定処分(以下「本件処分」という。)に関する審査請求(以下「本件審査請求」という。)を棄却すべきであるとの審査庁の意見は妥当である。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分のうち障害等級に関する部分を取り消すとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 平成27年2月26日付けでA県から交付された精神障害者保健福祉手帳における障害等級は2級であり、症状は当時から軽くなっていない。

イ 本件処分に係る障害等級は、診断書に記載された内容から総合的に3級と判定されたものであるが、審査請求人の生活には、総合的な判定では見落とされるような支障が多い。

ウ 審査請求人は、発達障害の主症状とその二次障害のために日常生活が著しく制限されており、精神障害者保健福祉手帳における障害等級が2級から3級になることにより、本人の社会生活や受けられる福祉サービスに影響の出ることが懸念される。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件処分については違法な点はなく、妥当であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 弁明の理由

ア 処分庁が審査請求人に交付した平成27年5月14日付け精神障害者保健

福祉手帳（以下「旧手帳」という。）の障害等級については、A 県が交付した精神障害者保健福祉手帳の記載内容を引き継ぎ、2 級とした。一方、処分庁が審査請求人に交付した平成 29 年 7 月 28 日付け精神障害者保健福祉手帳（以下「新手帳」という。）の障害等級については、審査請求人が提出した精神障がい者保健福祉手帳申請書に添付された診断書に基づき、大阪府こころの健康総合センター（以下「こころのセンター」という。）が判定した結果を採用し、3 級とした。

イ 今回の判定について、こころのセンターに確認したところ、審査請求人が提出した診断書においては、「日常生活能力の程度」について、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」状態とされているものの、「日常生活能力の判定」では、「自発的にできる」や「おおむねできるが援助が必要」に該当する項目が複数あり、診断書全体を見て判断した場合、「精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」状態と認められるため、3 級と判定したとのことである。

ウ 障害等級の判定については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、精神保健福祉センターが行うこととされており、大阪府では、こころのセンターにおいて、数名の精神科医の合議制により専門的な知識や技術に基づく判定が行われている。その判定については、一定の基準により一括して行われることで公平性が保たれており、妥当なものと判断している。

エ 審査請求人の精神障害者保健福祉手帳における障害等級が 2 級から 3 級になることにより、同人が受けられる福祉サービスに変わりはないと認識している。

第 3 審理員意見書の要旨

審理員意見書では本件審査請求は理由がないとして棄却されるべきものとされているが、その理由は次のとおりである。

1 本件処分における手続について

- (1) 審査請求人が平成 29 年 7 月 28 日付けで提出した精神障がい者保健福祉手帳申請書を新規の申請として受け付けたことについては、当該申請が旧手帳の有効期限から 5 か月を経過していたこと及び旧手帳は A 県が交付した精神障害者保健福祉手帳の記載内容を引き継いだものであり、実質的には今回の申請が大阪府における最初の申請となることを考慮すると、違法な点はない。
- (2) こころのセンターに等級の判定を依頼した際の判定依頼書名簿（事件記録番号 2 の別添 3 の 2 ページ）において、審査請求人の申請種別は「新規」となっており、前回等級が記載されていない一方で、他の対象者で申請種別が「新規（期限

切れ)」となっているものについては前回等級が記載され、前回診断書の写しも添付されていることについては、過去にこころのセンターによる障害等級の判定を受けたことがあるか否かによるものであり（事件記録番号5の回答書）、審査請求人に対して特異な取扱いがなされた訳ではない。

- (3) 処分庁が障害等級の判定をこころのセンターに依頼したことについては、法第6条第2項第4号及び精神障害者保健福祉手帳制度実施要領（平成7年9月12日付け健医発第1132号厚生省保健医療局長通知の別紙。以下「実施要領」という。事件記録番号5の別紙①）「第2」「3」「(2)」の項により、専門的な知識や技術を要する障害等級の判定については精神保健福祉センターが行うこととされていることから、大阪府の精神保健福祉センターであるこころのセンターに依頼したことは、適法であるといえる。
- (4) 処分庁がこころのセンターによる障害等級の判定結果に基づき、新手帳の障害等級を3級としたことについても、上記「(3)」に掲げた法及び実施要領の規定の趣旨からすると当然のことであり、処分庁がこころのセンターの判定結果と異なる障害等級とする余地はないといえる。
- (5) したがって、本件処分における手続において、違法な点はない。

2 障害等級の判定について

- (1) 障害等級の判定については、精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準（平成7年9月12日付け健医発第1133号厚生省保健医療局長通知の別紙。以下「判定基準」という。事件記録番号2の別紙2）及び精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項（平成7年9月12日付け健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知の別紙。以下「判定基準の運用に当たっての留意事項」という。事件記録番号5の別紙③）に基づいて行われるべきものである。
- (2) 審査請求人が提出した診断書によると、「① 病名」では、主たる精神障害として、広汎性発達障害の記載がある。また、「⑥ 生活能力の状態」では、現在の生活環境は単身での在宅生活であること、「2 日常生活能力の判定」では、「(1)適切な食事摂取」は自発的にできるが、「(2)身の清潔保持・規則正しい生活」は援助があればできること等が記載され、「3 日常生活能力の程度」では、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」ことが記載されている。
- (3) 診断書の「2 日常生活能力の判定」の各項目を判定基準の表の「能力障害（活動制限）」の状態の欄に照らし合わせてみると、「(1)適切な食事摂取」はどの等級にも該当せず、「(2)身の清潔保持・規則正しい生活」は2級に、「(3)金銭管理と買い物」及び「(4)通院と服薬」は3級に、「(5)他人との意思伝達・対人関係」は

2級に、「(6)身の安全保持・危機対応」は3級に、「(7)社会的手続きや公共施設の利用」は2級に、「(8)趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加」は3級に、それぞれ該当する。

- (4) 判定基準の運用に当たっての留意事項の「3」「(6)」の項によると、「日常生活能力の程度」の「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」状態は、障害等級の「概ね2級程度」に該当するとされているが、結局のところ、「1」の総合判定にあるとおり、精神疾患の存在と精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害の状態の確認の上で、精神障害の程度を総合的に判定して行うこととされている。
- (5) こころのセンターは、審査請求人が提出した診断書において、「日常生活能力の程度」について、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」状態とされているものの、「2 日常生活能力の判定」では、「自発的にできる」や「おおむねできるが援助が必要」に該当する項目が複数あり、診断書全体を見て判断した場合、「精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」状態と認められるため、3級と判定したとのことであり、この判定が上記「(3)」及び「(4)」の判定基準等に反したものであるとはいえない。
- (6) なお、同診断書において、審査請求人の日常生活能力の状態が前回診断書記載時と比較して「不変～悪化」と記載されていることを、こころのセンターが勘案していない点については、新規の申請として申請時の状況を判定する以上、何ら不合理ではなく、また、上記「(5)」の判断に影響を与えるものではないと考える。
- (7) したがって、本件処分における障害等級の判定について、違法または不当な点はない。

第4 調査審議の経過

平成30年6月18日 審査庁からの諮問受理

平成30年7月23日 第1回審議

平成30年9月 7日 第2回審議

第5 審査会の判断理由

1 本件の争点

審査請求人は、旧手帳における障害等級は2級であり、症状は当時から軽くなっていないにもかかわらず、新手帳では障害等級が3級と判定されたとして、本件処分のうち障害等級を3級と判定した障害等級に関する部分の取消を求めていることから、本件の争点は、処分庁が行った新手帳における障害等級の判定の判断に違法または不当な点があるか否かである。

以下、その点について検討する。

2 本件処分に至る手続について

吹田市の区域に係る精神障害者保健福祉手帳の交付申請の審査は、吹田市がこれを行うこととされているが（大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第4条第1号、法第45条第2項）、かかる申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とする障害等級の判定については、大阪府が法第6条第1項に基づき設置している精神保健福祉センターたる「こころのセンター」に依頼しなければならない（法第6条第2項第4号、大阪府こころの健康総合センター設置条例第1条、吹田市精神障害者保健福祉手帳交付等事務取扱要領第4条）、同センターが障害等級の判定を行うこととなっている。

この点、本件においても、処分庁は、審査請求人の障害等級の判定をこころのセンターに依頼し、こころのセンターによる障害等級の判定結果に基づいて、新手帳の障害等級を3級としたものであり、かかる一連の手続に違法または不当な点は認められない。

3 障害等級の判定結果について

次に、審査請求人の障害等級の判定結果についてであるが、障害等級の判定は、判定基準及び判定基準の運用に当たっての留意事項に示された各等級ごとの具体的な判定基準に照らして行われることとされているところ、審査請求人から提出された診断書の「2 日常生活能力の判定」の各項目を判定基準の表の「能力障害（活動制限）の状態」の欄に照らし合わせてみると、「(2)身の清潔保持・規則正しい生活」、「(5)他人との意思伝達・対人関係」及び「(7)社会的手続きや公共施設の利用」の3項目は2級に該当するものの、「(1)適切な食事摂取」はどの等級にも該当せず、「(3)金銭管理と買い物」、「(4)通院と服薬」、「(6)身の安全保持・危機対応」及び「(8)趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加」の4項目は3級に該当する。

こころのセンターによれば、審査請求人が提出した診断書においては、「日常生活能力の程度」について、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」状態とされているものの、「2 日常生活能力の判定」では、「自発的にできる」や「おおむねできるが援助が必要」に該当する項目が複数あり、診断書全体を見て判断した場合、「精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」状態と認められるため、3級と判定したとのことであり、かかる判定結果は判定基準及び判定基準の運用に当たっての留意事項に反するものではなく、格別不合理な点は見当たらない。

よって、こころのセンターの上記判定結果に基づき行われた本件処分に違法または不当な点は認められない。

なお、行政不服審査法第43条第1項第1号は、個別の行政分野において、専門性の高い第三者機関による調査審議を通じて、処分についての判断が公正かつ慎重に行われている場合には、行政不服審査会等への諮問手続の目的である国民の手続的権利の保障は既に実現されているということができ、改めて行政不服審査会等の調査審議を経させる意義は乏しいことから、同号に該当する場合には、行政不服審査会への諮問を不要としているところ、本件におけるこのセンターは必ずしも同号で定めるところの「審議会等」にはあたらないが、同号の上記趣旨に鑑みても、高度の専門性を有するこのセンターの判定結果（同センターでは、大阪府精神科診療所協会及び大阪府精神科病院協会から推薦を受けた精神科医で構成される精神障害者保健福祉手帳審査会による確認の後、等級に係る意見を受け、同センター職員の精神科医の回議を経て医師資格を有する所長が決裁することにより、同センターとしての判定結果を決定している。）は、格別不合理な点があるなど特段の事情がない限り、尊重されるべきである。

4 結論

以上の次第であり、本件処分に違法または不当な点は認められず、審査請求人による本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求を棄却すべきとの審査庁の意見は妥当である。

吹田市行政不服審査会

会長 芝池 義一

委員 福岡 宏海

委員 榊原 和穂